

第 2 3 期 第 1 0 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 8 年 2 月 1 8 日 (水) 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1 - 2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	委 員	富 田 重 基
	〃	古 川 今 日 志
	〃	川 山 光 則
	〃	尾 野 明 彦
	〃	柴 田 武 信
	〃	伊 藤 大 作
	〃	菊 谷 尚 久
	〃	竹ヶ原 公
	〃	永 瀬 めぐみ
	欠席委員	立 石 政 男
	〃	田 村 義 夫
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	山 縣 勝 彦
〃	東 信 行	
県 側	水産振興課 主 幹	田 澤 亮
	〃 主 事	沼 田 広 樹
	〃 主 幹	白 川 慎 一
	鱒ヶ沢水産事務所 所 長	田 村 直 明
	むつ水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤 一 郎
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第3号：西部海区管内におけるまき餌釣りの指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第4号：西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業の指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第10回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案4件、報告事項1件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、柴田委員と菊谷委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 田澤主幹

それでは、補足説明をさせていただきます。お手元の資料を1枚めくっていただきまして、2ページから4ページが、ひらめ固定式刺し網漁業の制限措置となっております。

漁業の時期につきましては、4月1日から7月31日までとなっております。

2ページ目の方の上段になるんですけども、こちらは、車力漁協さん所属の1隻と想定した内容となっております。

2ページ目の下段ですけども、こちらは、鯨ヶ沢町漁協所属の10隻、3ページ目の下段の方は、新深浦町漁協所属の大戸瀬、本所の方の13隻、もう1枚めくっていただきまして、4ページ目は、舩作支所所属の1隻と想定した制限措置となっております。舩作支所については、漁業時期が4月20日からとなっております。

続いて、5ページ目ですけども、こちらは、小型いか釣り漁業（自家用釣餌用）

の許可となっております。

5 ページ目の上段が、鯨ヶ沢町漁協所属の 1 隻、中段が、新深浦町漁協所属の 1 隻、下段が、鯨ヶ沢町及び新深浦町所属の 3 隻、1 枚めくっていただきまして、6 ページの上段が、新深浦町及び風合瀬漁協所属の 9 隻、中段が、小泊、鯨ヶ沢町それから新深浦町漁協所属の 4 隻、最後が、大間漁協所属の 4 隻となっております。漁業の時期につきましては、各漁協それぞれ、異なった時期となっております。

資料の訂正をお願いしたいんですけども、一番右側の備考欄のところに、「許可の有効期間は」とありまして、令和 7 年というふうに書いてしまっているんですけども。すみませんけども、令和 8 年の方に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

続きまして、資料の 7 ページは、ひらめ底建網漁業の許可でございます。

漁業の時期は、5 月 10 日から 7 月 31 日までとなっております。こちらは、脇野沢村漁協所属の漁業者 20 名を想定した制限措置となっております。

最後、8 ページですけれども、こちらは、さざえ・あわび潜水器漁業の許可です。

漁業時期は 4 月 10 日から 7 月 31 日までとなっております。こちらは、深浦漁協の 1 名を想定した制限措置となっております。

県からの補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議事以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第 1 号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第 1 号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

す。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

次に議案第2号「西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料1を御覧ください。

これは、県の農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文の主要部分のみ読み上げます。

サクラマスそ上親魚保護のための深浦町追良瀬川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

県では、サクラマス資源増大のため、昭和61年度から深浦町追良瀬川において、サクラマス降海型幼魚（スマルト）の大量放流試験や回帰状況等の調査を実施しているところですが、当該増殖事業の円滑な推進のためには相当量の種卵を要し、その確保のためには追良瀬川河口周辺海域での操業制限によってそ上親魚を増大させる必要があります。

については、昨年度同様、別紙の内容による操業制限に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

次にこの資料の2ページから3ページの内容、指示をして欲しいという内容ですが、これは昨年と同様でございます。

4ページ目には、追良瀬川内水面漁協から県に対しての要請文。

5ページ目は、漁業権を有している深浦漁協の同意書が添付されております。

次に資料2の方を御覧ください。

これは、追良瀬内水面漁業協同組合組合長から西部海区委員会会長宛ての要請文です。これも、増殖事業を進めるにあたり、そ上親魚確保のため河口域での漁業及び遊漁制限が必要である旨の依頼内容となっております。

次に資料3を御覧ください。

依頼を受けた委員会指示案でございます。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第4号（案）

漁業法第120条第1項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以下の内容は、制限期間の年次を改めた以外は、昨年と全く同じ内容となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正が生じた場合は、事務局一任ということ

で承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

県から補足説明をいたします。

本件につきましては、今月12日に開催されました、青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者等の委員の方々にも御審議いただき、内容について了承を得ているものです。

なお、内容につきましては、先ほど、事務局からの説明がございましたが、制限期間が替わったのみであり、他は今年度と同様の内容となっております。

補足説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

なお、指示にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

次に議案第3号「西部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文を読み上げます。

遊漁によるまき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動について（依頼）

本県の海面における遊漁者等のまき餌釣りは、平成20年3月の青森県海面漁業調整規則の改正で禁止が解除されたことから、平成20年度以降は、漁協からの要望と青森県海面利用協議会の意見を踏まえ、海区漁業調整委員会指示により、漁業に影響のある区域でのまき餌釣り禁止措置を行っています。

令和8年度におきましても、貴海区管内4漁協から委員会指示要望があり、引き続きまき餌釣りによる漁業への影響を防止する必要があることから、別紙の内容により、まき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動をお願いします。

というものでございます。

資料1の2ページ目は、令和7年度と令和8年度の新旧対照表比較表でございます。

それから、3ページは、個別具体的な指示内容ということになっております。

今回も漁協の確認を得た上で、昨年と同じ禁止区域とすることにしております。

4ページは、委員会指示 要望区域の全県の位置図。これは、西部、東部、合わせて全県の位置図となっております。

5ページ以降は、個別西部管内の個別の制限区域の位置図となっております。

次に資料2の方を御覧願います。

委員会指示の案となっております。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第5号案

青森県西部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法第120条第1項の規定により、次のように指示する。

令和8年〇月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以下の内容は、県から依頼のあった内容を指示案とまとめたもので、禁止区域につきましては、昨年と全く同じ内容になります。

2ページ目、裏の方の「3 指示の有効期間」において、年次の方を1年更新した

以外は、昨年と同様となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正が生じた場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

堀内会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 田澤主幹

それでは、補足説明させていただきます。

今回のまき餌釣り禁止に係る委員会指示につきましても、先ほどのサクラマスの指示と同様に今月12日に開催しました、青森県海面利用協議会におきまして、内容の了承を得ているものでございます。

補足説明は以上となります。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、指示にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任となります。

続いて、議案第4号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

本委員会指示は、昭和60年から発動されてきたものでございます。

平成29年からは、調整上、支障がないということで指示の有効期間を3年間としまして、3年に一度、指示を出して運用してきたものでございます。

資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文を読み上げます。

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業禁止に係る委員会指示の発動について（依頼）

このことについて、本県西部海区管内における漁業操業の秩序維持及び紛争の未然防止を図るため、下記のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をしてくださるようお願いいたします。

というもので、「記」以下には、操業の禁止区域として、東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の西部海区において、まぐろ等を獲ることを目的とする総トン数5トン未満の動力漁船を使用して行う流し網漁業の操業を禁止するというもので、禁止期間は、8年4月1日から11年3月31日までという依頼でございます。

次に資料2を御覧ください。

この依頼を受けまして、委員会の指示案として作成しております。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第6号

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

内容につきましては、県から依頼があった内容を指示としたものでございます。禁止区域は、前回と同じ、禁止期間は、8年4月1日から11年3月31日までの3年としております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正が生じた場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

堀内会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 田澤主幹

本議案につきまして、県の方からの補足説明はございません。

よろしくをお願いいたします。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第4号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、指示にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

それでは、次に報告事項①について、県から報告を求めます。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい、どうぞ。

水産振興課 白川主幹

特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、説明させていただきます。

お配りしております報告事項①の資料を御覧ください。

県は、漁業法第16条第5項において準用する、同条第4項の規定に基づき、令和8年4月21日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

その概要についてですけれども、大臣管理区分からの融通を受けた小型魚3.3トン希望した漁協に対して、一律に按分して配分したものです。

これにより、小型魚の総量は347.7トンから351.0トンとなり、各漁協の漁獲枠限度に反映されています。

なお、この計画の変更については、法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ貴委員会に諮問せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和7年1月15日付け青水振第1252号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。以上です。

堀内会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

委員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問、御意見がないようですので、本日より予定しておりました議事を全て終了し、これを持ちまして、第23期第10回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

それでは、ここから県との情報交換を行います。

皆さん、何かありましたらお願いいたします。

終了 午後1時54分